

[5] 役員の住所又は居所を証する書面

説 明

1. 住民基本台帳法の適用を受ける方

市町村から交付された住民票

- ・ 本籍の表示は不要です。
- ・ 役員本人のみのもを提出します（世帯全員のもの不要です）。
- ・ 申請日の前6か月以内に作成されたものを提出します。
- ・ 市町村から交付された書面を提出します（コピーの提出は、原本証明があっても不可です）。

但し、所轄庁による住民基本台帳での確認を希望する場合は、住民票を省略できる場合があります。この適用の有無は、所轄庁によって異なりますので、所轄庁にお問い合わせください。

- ・ 所轄庁による住民基本台帳での確認については、住民基本台帳の本人確認情報を利用する旨の意志表示が必要です。
- ・ 所轄庁による住民基本台帳での確認を希望する場合（住民票を省略する場合は）、提出書類に記載する住所が住民票と一致していることを事前にご確認ください。

2. 上記以外の方の提出書類

役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

- ・ 日本国内に住所又は居所を有しない方については、各国政府が発給する住所を証明する書面などを提出します。
- ・ 書面が外国語で作成されている場合は、翻訳者を明らかにした翻訳文を添付する必要があります。